大阪府入札監視等委員会 入札監視第１部会　令和８年度第１回定例会議　議事概要

１　開 催 日 時　　令和８年９月７日（月）午前９時55分から午後11時52分まで

２　場　　所　　大阪赤十字会館４階　401会議室

３　出 席 委 員　　５名

４　審議対象期間　　令和７年10月１日から令和８年３月31日まで

５　会 議 の 概 要　　令和７年度第２回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数985件）のうち、委員が抽出した16件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種　　別	内　　訳
建設工事	予定価格400万円を超えるもの
測量･建設コンサルタント等業務	予定価格200万円を超えるもの
委託役務業務	予定価格200万円（物件の借入れについては150万円）を超えるもの
物品購入	予定価格300万円を超えるもの

６　審 議 の 結 果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別添のとおり

【抽出事案一覧】

	入 札 方 式 等		案　　件　　名	契約金額(円)
1	委託役務	総合評価入札	大阪府医療情報システム群再構築及び運用保守業務	651,412,080
2	委託役務	一般競争入札	大和川下流流域下水道 川面中継ポンプ場外 8 施設で使用する電気の調達に係る単価契約	69,722,888
3	委託役務	一般競争入札	平野川分水路排水機場外７施設で使用する電気の調達に係る単価契約	47,217,536
4	委託役務	一般競争入札	安威川流域下水道外 味舌ポンプ場外 4 施設で使用する電気の調達に係る単価契約	64,296,130
5	委託役務	一般競争入札	大阪府中河内府民センタービル外９施設で使用する電気の調達に係る単価契約	52,207,888

6	委託役務	一般競争入札	大阪府西大阪治水安治川水門外 4 施設で使用する電気の調達に係る単価契約	14,331,026
7	委託役務	一般競争入札	太間排水機場外 1 施設で使用する電気の調達に係る単価契約	9,716,021
8	委託役務	随意契約	淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 汚泥焼却設備外点検整備業務	429,000,000
9	委託役務	随意契約	淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター外 ディーゼルエンジン点検整備業務	179,190,000
10	委託役務	随意契約	安威川流域下水道 中央水みらいセンター スクリュープレス脱水機点検整備業務	99,000,000
11	委託役務	随意契約	安威川流域下水道 摂津ポンプ場外 ディーゼルエンジン点検整備業務	87,890,000
12	委託役務	随意契約	安威川流域下水道 岸部ポンプ場 ディーゼルエンジン点検整備業務	53,625,000
13	委託役務	随意契約	淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 遠心濃縮機点検整備業務	2,838,000
14	建設工事	随意契約	大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 汚泥焼却設備補修工事	106,150,000
15	建設工事	随意契約	大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 水処理電気設備補修工事	36,300,000
16	物品購入	一般競争入札	令和 8 年度における大阪府東部流域下水道事務所渚水みらいセンター外で使用する A 重油の購入に係る単価契約	269,382,300

別　添

≪令和 8 年度第 1 回定例会議抽出事案 質疑応答要旨≫

【大阪府医療情報システム群再構築及び運用保守業務】	
委　員　質　問	担　　当　　課　　等　　回　　答
本事案は前回発注も一者入札であり、同じ受注者となっているが、競争性の確保に向けてどのような対応をしたのか。	事前に他府県等における同種システムの導入実績や事業者の参入状況を調査するなどした上、現受注者以外の事業者も参入可能と考えていた。本システムは医療機関をはじめ、消防機関や国等とも連携するなど、独自性が強いものであるため、結果として応札者が少なくなったものと考えている。
府の IT 部門が規定する RFI（事業者に対する情報提供依頼）の手続を採用しなかった理由は何か。	本システムは先進的な内容であり、既存パッケージシステムへの適用が困難と考えられたことから RFI を実施しなかったが、複数者から参考見積を徴取することにより、当該仕様での履行可能性と市場性の確認を行った。
今後に向けて改善方針等はあるか。	次期更改時には、既存のパッケージにより本システムを構築することが可能かどうか、RFI の手続を利用して幅広い観点から募ることにより、競争性の改善につなげたいと考えている。
≪講　評≫ 本事案は、前回発注も一者入札であり、同じ事業者が継続して受注しているものである。本システ	

ムは、医療機関を始め、消防機関や国等とも連携するなど、独自性が強いものであるとのことであり、ユーザーの利便性確保や安定運用の観点から、画面構成を大きく変更しない方針としていることは、一定やむを得ない面もあると考えられる。しかしながら、現行の機能要件等を前提とすると、やはり現行事業者が有利となり、競争性が阻害されるおそれがあるとともに、受注者の固定化など、特定事業者への依存につながる可能性があると考えられる。このため、事前に一般的なシステムでの構築を見据えた構想の策定や、事業者に情報提供依頼を行う RFI の手続をとるなど、システム更改の機会をとらえて標準化・オープン化を推進し、他事業者の参入可能性を高めるとともに、品質の維持と競争性の確保との両立に向けて、継続的に調達手法の見直しを行うよう努められたい。

【大和川下流流域下水道 川面中継ポンプ場外 8 施設で使用する電気の調達に係る単価契約 他 5 件】	
委　員　質　問	担　　当　　課　　等　　回　　答
一者入札かつ落札率が高くなった理由をどのように考えているか。	一者入札となった主な要因は、辞退した複数の事業者が契約規模、既契約の状況及び今後の調達コスト等の状況からリスクを考慮した結果と考えている。また、当該施設は電力使用率が高く、小売電気事業者による料金メリットが出にくいことに加え、予定価格の根拠である関西電力の料金水準が低いため、落札率が高くなったものと考えている。
小売電気事業者と関西電力の料金差が少ない中、小売電気事業者の環境配慮面をどのように評価しているのか。	「大阪府電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギー導入状況等を評価し、一定基準以上であることを入札参加資格として設定している。
今後に向けて改善方針等はあるか。	本年 3 月の環境配慮契約法基本方針の改定に伴い、小売電気事業者の環境負荷の低減に関する取組状況及び電気の価格等を総合的に評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）の導入に向けて検討を進めていく。また、近年、多くの案件で応札者数が限定されている状況を踏まえ、価格競争性の向上を図る観点から、電気調達仕様書の見直し等についても検討していく。

≪講　評≫

電気の調達案件について、小売電気事業者、いわゆる「新電力」の参入促進や電力調達コストの低減、環境配慮等の目的から、一定規模の施設で使用する電力を入札による調達としているが、応札者が少なく、落札率が非常に高くなっている事案も多くある。これは、既存の大手電力会社の電気料金が安価であり、契約電力に対する電力使用量の割合が高くなるほど、新電力によるコストメリットが生じにくいことが理由となっている。電気の調達について、環境配慮等、政策的に重要な一面があることは充分理解するが、経済性の観点からみると、必ずしも所期の目的が達成されているとはいえないのではないかと考えられる。現状では、物価高騰や中東情勢の影響があり、事業者側も価格変動のリスクを見通すことが困難な状況であるが、政策推進とのバランスを考慮し、価格競争性の向上を見

据えた調達手法の検討に努められたい。検討状況等について、次回の定例会議において報告されたい。

【淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 汚泥焼却設備外点検整備業務 他７件】	
委　員　質　問	担　　当　　課　　等　　回　　答
当該設備を製作したメーカーしか点検整備ができないという随意契約の理由は理解できるが、当初の設備投資の段階でライフサイクルコストや維持管理費用を含めた検討の指標はあるのか。	下水処理場のような大規模な施設については、数年前から民間活力を導入する流れがあり、焼却設備等の更新にあたっては、まずPPP（官民連携）やPFI（民間資金等の活用）の方式を検討している。建設工事と維持管理業務委託を一体的に捉え、事業者へのサウンディング等を通じて、施設ごとの最適な事業手法を検討している。
本事案の対象設備は30年以上使用されているが、耐用年数との関係性はどうなっているのか。	府では施設の長寿命化計画に基づき、耐用年数23年を基準として、可能な限り長寿命化を見込んで日々の点検を実施している。一定程度の劣化を踏まえ、致命的な支障が生じないよう、事前に対応しながら長寿命化に取り組んでいる。
今後に向けて改善方針等はあるか。	下水道施設等における全面的な設備更新の際は、PFI方式等の導入検討を踏まえ、建設工事と維持管理業務委託を一体的に発注するなど、費用削減効果を発揮するとともに、競争性の確保を図っていきたい。
≪講　評≫ 本事案は、地方自治法施行令に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」として、随意契約を締結しているが、同一事業者と長期間の契約になっているものである。本事案の発注に当たっては、当該業務が設備製作会社の固有の技術に基づいて履行されるものであるか、広く一般的に流通している技術を使用できる汎用性があるか、個別具体的に判断した上で対応していることは理解できた。また、本事案のような焼却設備等、大規模な設備については、可能な限り長寿命化に取り組んでいることから、一定程度長期間の契約となることは、やむを得ない面もあると考えられる。しかしながら、対象設備の全面的な更新工事の際には、民間資金の活用を図るPFI方式の導入等、施設の状況に応じて最も費用対効果が発揮できる手法を検討した上で発注しているとのことであるため、引き続き、競争性と品質確保を両立した調達に努められたい。	

【令和８年度における大阪府東部流域下水道事務所渚水みらいセンター外で使用するＡ重油の購入に係る単価契約】	
委　員　質　問	担　　当　　課　　等　　回　　答
本事案は一者入札となっているが、安定供給のための適正な発注規模をどのように考えているか。	以前は市町村で構成する一部事務組合で流域下水道を運営していたが、府が一元化して運営するようになったのは、スケールメリットを生かして調達するとともに、技術の継承を行うことが目的とされているため、案件を分割する検討はしていない。

契約期間中に燃料費が大幅に変動した場合の対応はどのように考えているのか。	契約金額については、変更する基準を仕様書において定めている。予定価格の単価と入札した単価との差額を踏まえ、納入月の物価刊行物に示された単価をもとに、当該差額が一定となるよう実際の契約金額を調整している。
今後に向けて改善方針等はあるか。	今回は中東情勢の影響により応札者が少なくなったものと考えており、大規模施設への供給が可能な事業者等へ広くサウンディングするなど、引き続き、安定的に供給されるよう努めていきたい。

≪講　評≫

本事案は、下水道事務所において使用する燃料を単価契約で調達するものであるが、前回の発注に引き続き、一者入札かつ同じ受注者となっている。本事案は、他の同種案件に比して発注規模が大きいが、スケールメリットを考慮し、同事務所において使用する燃料を一括して調達している。一方で、入札参加者を限定するような特段の資格要件等は付していない。実際の納入に当たっては、市場価格と落札額との差を維持して契約金額を変動させる「かい離額」を採用し、事業者側が価格変動のリスクを過度に負担する仕組みにはなっておらず、落札率も 90%となっていることから、結果的に一者入札ではあるものの、入札の効果は生じているものと認められる。現状は応札者が存在し、燃料の供給を受けられているが、中東情勢の影響を踏まえ、今後は、競争性の確保とともに、安定供給についても引き続き配慮するよう努められたい。

≪令和 8 年度第 1 回定例会議 総評≫

今回確認した事案では、システム調達、電力調達、設備保守及び燃料調達といった、それぞれ異なる分野において、業務の専門性や安定運用の必要性、社会情勢等を背景として、一者入札や特定事業者との継続的な契約が見受けられた。各発注部局においては、業務の継続性や品質確保を重視しながら調達を実施していることが確認でき、個々の案件についても一定の合理性が認められるところである。また、システムの独自性や電力価格を取り巻く状況、設備の特殊性や燃料市場の変動等、競争性の確保が容易でない外部要因も存在している。一方で、一者入札や特定事業者への依存が継続する場合には、価格競争が十分に働かず、調達コストの低減や事業者選択の幅が制約されるおそれがある。また、将来的には事業者の撤退や供給体制の変化等によるリスクも想定されることから、競争性の確保に向けた継続的な取組みが重要であると考える。このため、システム分野においては標準化・オープン化の推進や市場調査の充実、電力・燃料調達においては市場動向を踏まえた契約手法の見直し、設備保守においては更新時期を見据えた発注方式の検討など、各事案の特性に応じて適切に、競争性・経済性・透明性の向上に向けた調達手法の検証と見直しを継続し、より効果的かつ効率的な契約事務の執行に努められたい。

≪令和７年度第２回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫

【寝屋川流域下水道 小阪ポンプ場外 運転管理業務】	
講　　評	担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕
・本事案は、他の同種案件も含め、一者入札かつ同じ受注者が継続しているものである。 ・これまで、競争性の確保対策として、入札方式の見直しや契約期間の延長等、様々な改善方策を行っているが一者入札が続いている状況であり、この原因は、業務が特殊かつ規模が大きいため、実施可能な事業者が少ないことや多くの専門技術者の配置が必要なことなどである。 ・このことから本事案について、多くの参加者が見込めない状況であることは理解するものの、入札参加資格として同種業務の履行実績を求めており、この条件を付すことにより新規参入を大きく阻害している可能性があり、このことについては、既存の事業者以外を排除しているという誤ったメッセージにもなりかねないと考える。 ・入札参加資格の設定にあたっては、必要最小限に留めるとともに、その設定条件についても多くの事業者が参加できるよう検討を進められたい。	・これまでも事業者が参加しやすくなるように入札方式、入札参加資格等について工夫をしてきたところであるが、今後も事業者ヒアリング等を実施し、引き続き、一者入札の改善に向けて取組んでいく。 ・具体的には、講評で指摘のあった運転管理業務の完了実績（年数、JV 構成員数や出資比率など）を含め、新規参入の障害になると考えられる入札参加資格に的を絞ったアンケートの作成に向けた検討を進めているところであり、入札参加意欲の向上につながる項目について重点的に見直しの検討を進め、その結果を次回発注時に反映する予定。 ・本案件の次期入札は５年後を予定しているが、同種の下水道施設にかかる運転管理業務委託については、令和９年度中の入札を予定している。

【産業廃棄物処分（単価契約）（R7・R8 茨木土木事務所） 他５件】	
講　　評	担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕
・本事案は、発注事務所から一定の距離の範囲内にある産業廃棄物処分場を有する事業者を対象とした、指名競争入札方式を採用しているものである。 ・これは、別途発注している運搬業務委託の経費が嵩まないよう、府の積算基準において経済効率性が高い距離までの処分場となることを目的としているものであるが、府で行っている他の産業廃棄物処分委託については、運搬業務と処分業務を複数の事業者の連携で行っているなど他の手段により発注されている。 ・指名競争入札は、一般競争入札に比して不良・不適格事業者の排除や契約担当者の事務負担軽減などのメリットはあるものの、指名される者の固定化や、最悪の場合は談合の温床となるおそれがあり、府においては本事案以外の実施はない。 ・今回の審議においても、様々な発注手法の検討をしていくとの回答があったが、機会の均等化と透明性の確保のため、一般競争入札の執行に向けて努められたい。	・部内技術次長会において、入札に係る事業者の状況や課題、電子入札化に向けた条件などのアンケート内容を確定した。現在、発注事務所から事業者に対し、見積依頼と併せてアンケートを実施しており、令和８年９月末を回答期限としている。今後、事業者からの回答結果を踏まえ、電子入札化に向けた検討を進める。 ・運搬と処分は、法令上それぞれ独立した許可・責任体系で役割分担されているため、契約の一体化については、責任分界点や契約内容の複雑化など発注者のリスクが高まるといった課題があり、メリットとデメリット双方を比較の上、慎重に検討したいと考えている。